

# EU における模造品対策

## - 中国製の模造品増加に関連して -

### ロンドン・センター

模造品や著作権侵害は、経済的な被害にとどまらず、ブランドイメージの失墜や製造物責任リスクなど、計り知れない影響を企業にもたらすことが認知され、その対策に注目が集まっている。本レポートは、2004年11月18日にジェトロ・ロンドンが主催した法務・労務セミナーにおいて、クリフォード・チャンス法律事務所が、EUにおける模造品対策について講演した内容を取りまとめたものである。本レポートでは、英国を例に、EUの模造品対策の詳細な説明を試みている。各企業は、監督当局との綿密な協力体制を確立し、模造されにくい製品を開発するなど、より積極的な模造品対策に迫られている。

### 目 次

1. はじめに.....	1
2. 税関への届出手続.....	3
3. 模造品の防止.....	5
4. 英国内で発見された模造品に対する救済.....	6
5. 実際の模造品対策.....	8

### 1. はじめに

模造品の問題は、特に奢侈品、自動車、食料・飲料および医薬品分野に携わる企業にとって常に悩みの種である。模造品は、収入を横領されるだけでなく、ブランドの価値を下げ、特に、消費者の衛生安全に害を及ぼす可能性がある自動車、食料・飲料および医薬品分野においては、潜在的に製造物責任の訴えにつながる可能性がある。模造品はまた、マネー・ローンダリング（不正資金浄化）の常套手段であり、犯罪組織の資金源となることが指摘されている。

90年代中期以降、欧州委員会は、企業の利益と消費者の安全を保護するために、模造品

の移動を規制する EU 全域での法整備を進めてきた。2004 年 7 月、模造品対策をさらに整備し、簡略化する主要な改革が、EU 理事会規則(Council Regulation No. 1383/2003)として EU 全域で導入された。同規則の正式名称は、「一定の知的所有権侵害が疑われる製品に対する税関の措置およびそのような権利を侵害した製品の対処法に関する規則」であるが、便宜上、以降「EU 模造品規則」と呼ぶ。

EU 模造品規則は、明らかに模造品である製品に関して迅速かつ安価な救済を提供し、そのような製品が EU に侵入することを防ぐことだけを目的としており、同規則を適応できない場合もある。例えば、競合会社が自社製品と酷似した製品を製造した可能性があるとき、同規則による「一時的な(quick-fix)」救済策は必ずしも利用できない。そのような場合には、より時間・費用のかかる民事手続が必要となることもある。EU 模造品規則は、明らかに「詐欺的な(rip-off)」製品が EU に入ってくることを防ぐことのみを目的としていることに注意が必要である。

EU 模造品規則は、多岐にわたる「不真正品(non-genuine goods)」の輸出入を禁止している。税関検査官は、商標を侵害する製品(すなわち模造品)と海賊版製品(著作権のある作品、著作権関連の権利あるいは意匠権の複製品)を取り扱う権限を与えられている。例えば、CD、CD-ROM、DVD や自動車部品の不正なコピーが、「海賊版製品(pirated goods)」の例である。税関は同規則により、特許、植物新種に関する権利、地名および原産地名に関する権利を侵害する製品についても取り扱えるようになった。

## (英国の例)

EU 模造品規則は、多くの加盟国において導入されたばかりである。英国には、同様の規則が以前から存在するため、以降、随時英国を例にとることで理解の一助とする。

英国登録商標あるいは共同体商標を所有する会社は、英国の模造品規則に基づき、その商標権を用いて、模造品だけではなく、商標が貼付された包装物、ラベル、ロゴ、シール、パンフレットおよび取扱説明書についても、英国への輸入を阻止することができる<sup>1</sup>。一方、EU 模造品規則には一定の制限が存在し、並行輸入品(グレー・プロダクト)や欠陥品には適用されない。例えば、EU で販売が許可されていない製品が、香港で合法的に製造さ

---

<sup>1</sup> 包装物やラベルが製品抜きで発送された場合も含む

れ、それがEU加盟国に輸入された場合、これらの製品は模造品とは扱われず、税関により押収されることはない。また、EU市場での商標付の販売を予定していない製品が、合法的にEU域外で製造されたが、欠陥があるために、EU加盟国に輸入された場合にも、税関により押収されることはない。

EU 模造品規則は、寸分の違いもない商標の複製、あるいは本質的特徴において区別することのできない商標の複製が、製品あるいは包装物に貼付された場合にのみ適用される点にも注意が必要である。製品に貼付された商標が真正と区別できる場合には、その製品は模造品とは取り扱われない。模造品ではないが、それにも関わらず知的所有権を侵害する並行輸入品、欠陥品およびその他の製品については、EU 加盟各国の国内法で取り扱わなければならない。民事手続で対応する必要がある。英国へ輸入される模造品、あるいは英国から輸出・再輸出される模造品については、英国国境の取り締まりについて責任を負う関税消費税庁(Customs & Excise)の係官が取り扱う。英国内で発見された模造品については、取引水準審査官 (Trading Standards Officers)が取り扱う。

## 2 . 税関への届出手続

英国および他の EU 加盟国への模造品の輸入が危惧される場合、国境での模造品の監視を、英国関税消費税庁に対して要請することができる。EU 模造品規則の導入により、年間1,200ポンドの監視料は廃止され、手数料30ポンドだけで1年間の監視届出が有効となる。監視手続を申請する場合、関税消費税庁に対して(同庁が模造品を見分けることができるように)、製品の詳細、模造品の種類や傾向に関する情報および連絡先(通常、事務弁護士や商標・特許代理人)を含む様々な情報を提供する必要がある。また、所有する知的所有権の詳細についても情報を提供する必要がある。

例えば、登録商標や登録意匠の場合には、登録の証拠を提供する必要がある。著作権作品については、作者あるいは現在の著作権者であること、特許については、登録の証拠と特許が現在も有効であることの証明が要求される。また、模造品と疑われる製品に関する情報を税関検査官に提供できれば、模造品の監視がより効果的になる。例えば、模造品の現在の所在地、引渡予定地、税関が積荷あるいは荷物を特定するために役立つマーク、発着予定日、輸送手段、輸出入者の身元、生産地および不法取引ルート、税関が注意すべき真正品と侵害製品との技術的相違点、真正品が英国の市場で販売される場合の通常価格な

どが、役に立つ情報として考えられる。

模造品が英国だけではなく、他の EU 加盟国でも見つかることが予測される場合には、それらの国々にも監視措置を拡大することができる。模造品の継続的な監視も可能である。特定の積荷について監視する場合には、英国への到着予定日より少なくとも 30 日以前に届出を行う必要がある。

疑わしい積荷に関する情報がない場合でも、模造品による問題の発生が予期できる場合は、監視措置を設定することでリスクを軽減できる。模造品監視の届出がない場合でも、税関から模造品の疑いを指摘された積荷については、(連絡先が明らかである場合には)税関から通知される。その際、製品の差し押さえに関する申請書と、知的所有権の証拠を 3 営業日以内に提出する必要がある。一方、監視措置を設定しておけば、税関は真正品の情報や権利所有者の身元や連絡先などを把握しているので、模造品の流入をより効率的に防ぐことができる。

模造品監視のために、関税消費税庁に高額な手数料を支払う必要はなくなったが、模造品の差し押さえには潜在的に費用がかかることに留意する必要がある。真正品の権利所有者は、監視措置に関する届出を提出する際に、模造品と疑われる製品の差し押さえや没収に関して、すべての費用と債務について責任を負うという宣言に署名する必要がある。費用には、保管料、廃棄費用、法律関連費用だけでなく、当該製品の不当な差し押さえにより損害を被った荷送人に対する損害賠償(裁判所が認めた場合)も含まれる。税関は、裁量により上記の責任に対する保証金の前払を要求することもできるが、前払が必要と考える場合には、通知を行う。こうした費用は、非常に負担が大きいと思われるかもしれないが、監視措置を利用せず、民事裁判所で争う場合も相応の費用が発生する。通常、民事裁判所で仮処分命令を申請する際、訴えが却下された場合の被告への損害賠償として、保証金を拠出する必要があることに留意する必要がある。

模造品監視措置を利用しておけば、税関が模造品を差し押さえた場合、模造品の種類および想定される価格についても通知される。また、荷受人、荷送人、輸出入者および製造者の名前と住所に関して、税関に情報提供を要求することができる。これらの情報は、製品が特許権を侵害する場合、民事手続を開始するために使用することができるが、その他の目的で使用することは禁止されている。

英国では、2003年9月に「2002年企業法(the Enterprise Act 2002)」が施行され、EU模造品規則ではなく国内法により模造品を税関で差し押さえることができる。ただし、その場合には、模造品の情報の取り扱いに問題が生じる。例えば、模造品が英国の商標のみを侵害する場合、地方自治体は、「模造品に関する情報は民事訴訟ではなく刑事訴訟においてのみ使用されるべきである」という理由で、権利所有者に対して情報開示しない可能性がある。実際にこのような問題は発生しており、様々な団体が国内法をEU法と一致させるよう貿易産業省を説得している。これは英国に特有のものではなく、ベルギーなど他のEU加盟国においても問題になっている。

執行官が、差し押さえにより取得した模造品の情報を提供できない、あるいは提供しない場合、英国では、一般に「ノーリッチ医薬品(Norwich Pharmacal)」命令と呼ばれる制度により、情報開示を強制する命令を裁判所に対して申請する方法がある。例えば、情報が権利侵害に関連する場合には、裁判所は地方自治体に対して情報開示を命令する。情報開示命令が裁判所から出されるまで、刑事訴訟用に地方自治体から開示された情報を、民事訴訟において使用することはできない。また、刑事訴訟において地方自治体を支持するために使用される情報と、民事訴訟のための情報を、社内で確実に区別して保管する必要がある。同一人物(企業)が刑事訴訟においては地方自治体を支持する一方、民事訴訟においては偽造者に対して訴えを提起する場合、模造品に関する情報を確実に区別することは非常に難しい。

### 3. 模造品の防止

権利所有者が、監視届出を提出するか、関税消費税庁係官の要請により、同庁に必要な情報を提供した場合、模造品と疑われる製品は同庁により差し押さえられる。権利所有者は、模造品と疑われる製品のサンプルを調べ、製品が真正品でないことを、理由を添えて書面にて確認することを同庁から要求される。これ以降の手続は、(1)その製品が模造品や海賊版製品、(2)その他の知的所有権(特許、植物新種に関する権利など)を侵害する製品、によって異なる。

模造品(商標が許可されていない製品など)や海賊版製品(DVDなど)の場合、10日間以内に必要な確認を行う必要があり、その後、関税消費税庁が製品を差し押さえる。製品の所有者は、同庁の決定に対して上訴することができる。上訴されない場合、同庁は製

品を廃棄するか、他の方法で製品を処分する。上訴された場合、同庁は「収用手続 (condemnation proceedings)」を開始する。この手続は、裁判所による模造品の廃棄命令を取得するために、関税消費税庁が主体的に実施する法的手続である。真正品の権利所有者がこの手続を主体的に実施することはできないが、この手続の利点は、権利所有者の費用負担が軽いことと、手続が簡便で早期に問題が解決されるということである。

製品が、その他の権利（特許、植物新種に関する権利など）を侵害する場合、関税消費税庁から製品差し押さえの通知を受け取ってから 10 営業日以内に、裁判所を通じて民事手続を開始する必要がある。関税消費税庁は、裁判所の決定が下されるまでその製品を差し押さえる。偽造者は、権利所有者の損害に値する保証金を支払うか、裁判所で判決が下されるまで、その製品を取り扱えないため、真正品の権利所有者は偽造者より優位になる。このため、このような製品に関しては、税関が輸入者に対して製品が差し押さえられていることを通知した後、比較的早期に和解することが一般的である。収用または没収手続が訴訟にまで発展するケースは、まれである。

ある衣料品ブランドの事件においては、最終的には差し押さえられた製品は模造品ではなく欠陥品であることが判明したものの、輸入者に対して権利侵害の訴えを開始する間、製品をそのまま差し押さえしておくように裁判所を説得し、最終的に勝訴した。模造品監視届出を行っていたこと、そして製品が模造品の疑いで差し押さえられていたが功を奏した。もし製品が税関で差し押さえられていなかった場合、まず模造品の疑いがある製品を捜し出し、訴訟期間中、それらの製品を差し押さえるように裁判所を説得する必要があり、状況はより厳しいものとなっていたであろう。

#### 4 . 英国内で発見された模造品に対する救済

英国商標法の下では、権利所有者は、模造品に関して民事および刑事上の救済を求めることができる。模造品の製造・保有は刑事犯罪であり、取引水準審査官は、(国境ではなく)英国内で発見された模造品の調査および取り扱いに責任を負う。英国では、(1)英国登録商標、(2)共同体商標、(3)英国を指定する国際商標、を無許可で複製・使用した製品は模造品であると判断される。不正使用された商標が、正規の登録商標と間違えられる可能性があるだけでも、犯罪となる。また、不正な商標を使用することで、正規の登録商標の信用や特徴が不正に利用されたり、傷付けられたりする場合も犯罪となる。この条項は、よく知

られた商標が、登録されていない商品に使用された場合にも適用される。例えば、“FUJI”という商標が写真機器に関して登録されている場合、たとえ“FUJI”の商標権者がTシャツに関してその商標を所有しない場合でも、偽造者が“FUJI”のマークをTシャツに使用することは刑事犯罪となる。

「1994年商標法(the Trademark Act 1994)」第92条の下では、(1)商品への不正な商標の貼付、(2)不正な商標を貼付する製品の取扱・保管、(3)包装物や書類への不正な商標の貼付、(4)不正な商標を再製するための製品の製造、などは犯罪となる。第92条の下で被告の有罪を立証するためには、不正な商標が貼付された製品が、被告に商業的利益をもたらす目的か、他者に損害を被らせる目的で、販売、宣伝あるいは保管されたということを証明するだけでよい。一般的に、「その製品が商業的な目的で製造された」ことを証明するだけで十分である。第92条の下では、被告は「その商標を使用する合理的な理由があった」ことを立証できなければ、刑事告発に抗弁することはできない。たとえ「製品が真正品ではない」と顧客に説明していても、模造品の販売は刑事犯罪となる。模造品の販売者は、「製品が真正品であると善意でかつ合理的に信じた」と証明できる場合にのみ、訴追を免れることができる。

取引水準審査官は製品を差し押さえた後、真正品の権利所有者に連絡を取り、サンプルの検査を要請し、差し押さえられた製品が模造品であるという証拠と、自身の権利を証明する証拠の提出を求める。その後、刑事訴追が開始され、権利所有者は訴追手続に対する支持を書面で要求される。罰則は、上限5,000ポンドの罰金または6ヵ月以下の禁固刑であるが、非常に悪質な事件に関しては最長10年間の禁固刑が言い渡される場合がある。さらに、裁判所は不正な商標が貼付された製品、包装材、ラベルおよび業務文書の没収を命令することができ、刑事訴追がない場合でも製品を廃棄することができる。取引水準審査官は、模造品を入手した時点で、製品の没収あるいは廃棄命令を申請する。

著作権作品の海賊版を告発するために、「1994年商標法」第92条と同様の条項が、「1988年著作権・意匠・特許法(the Copyright Designs and Patents Act 1988)」でも定められている。業務上、海賊版を、(1)販売や貸与のために製造、(2)輸入、(3)販売、(4)展示、(5)販売委託、(6)所有、(7)配布することは犯罪となる。著作権の法的枠組みは、商標権の場合と多少異なり、著作権者が偽造者を訴求するためには、(1)その製品が著作権を侵害すると偽造者が認識していた、あるいは、(2)その製品が著作権を侵害すると偽造者が信じた理由が

あったことを証明しなくてはならない。したがって、著作権の場合は、立証水準が少し高く、立証責任(模造品であるという証明)が権利所有者に課される。反対に商標の場合は、立証責任(模造品だと知らなかったという証明)が偽造者に課される。しかし、取引水準審査官はこれらの立証手続きを執行する義務はないので、著作権の侵害における救済策は、商標に比べてあまり実用的ではない。

権利所有者は知的所有権侵害に対して、刑事手続の代わりに民事手続で、あるいは刑事手続と民事手続を連携して裁判所に申し立てることができる。民事訴訟では、知的所有権を侵害していることを証明できる場合、権利所有者は侵害に対して提訴することができ、(1)損害賠償、(2)差止命令、(3)模造品引渡、(4)訴訟費用を請求できる。また、権利所有者が係争中に回復不能の損害を被ることを証明できる場合には、一定の状況において、判決が下されるまで、被告による製品の製造や販売の継続を阻止するため、差止命令を申請することもできる。

## 5 . 実際の模造品対策

真正品の権利所有者は、以下のような模造品対策を講じることで、より有効に上述の救済策を活用できる。

- (1) 登録された商標、意匠および特許についての最新の記録を保持していることを確認する。(あるいは、弁護士がそのような記録を保持していることを確認する)
- (2) 自社の製品(少なくとも主要製品)について、外見上および技術的特徴を熟知した熟練担当者を EU 域内に 2 人以上配置する。取引水準審査官や関税消費税庁から模造品のサンプルを受け取った場合、すぐに証拠を提出できるよう、製品の主要な特徴を説明した証人調書をあらかじめ準備しておく。
- (3) 真正品と模造品との違いを容易に証明できるように、透かし模様、製品の識別コードやマークなど、顕著な特徴を製品に使用する。偽造者による対応を防ぐため、定期的に特徴を変更する。
- (4) 模造品の危険性について従業員と顧客に対して注意を呼びかけ、マーケットにおける最新情報を取得できるよう、疑いのある製品についての情報交換を促進する。また、弁護士に問題の進展状況を継続して通知する。

(植原行洋)